

2018年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、2018年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県への移管、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画等が同時にスタートする、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービスのトリプル改定が行われるなど、医療と介護、社会保障制度改革の節目の年になっています。

6月に発表された「骨太の方針2018」では、2019年度から21年度を「基盤強化月間」と位置付け、社会保障関係費の歳出削減を進める社会保障費抑制路線をこれまで通り継続し、19年10月から消費税率を10%に引き上げるとしています。

「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」、「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直す」、「高額療養費制度の負担上限額引き上げ」、「所得のみならず資産等の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求める」ことを検討するなど、高齢者の負担増が課題となっていますが、さらに「消費税の増税」や「全世代」型の負担増が追求されています。

私たちは、今年39年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について【保険課】

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

第7次介護保険事業計画において、低所得段階(第1段階)の保険料率を0.45とし、公費による保険料軽減を図っています。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

利用料についての減免制度は行っていません。

★(2)介護保険利用の際の手続き【保険課】

介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

高齢者・介護係員の全員が知識を持って要介護認定申請の案内を行っている。また、ケアマネジャーの資格保有者もおりますので、要介護認定申請案内は的確に行っております。

(3)基盤整備について【保険課】

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

施設整備については、介護保険計画に基づき、必要に応じて整備し、待機者の減少に努めています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

特例入所については、必要に応じて対応していきます。

★(4)総合事業について【保険課】

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

総合事業は、ご本人と相談し、現行相当サービスが必要な方には継続した利用ができるようにしています。また、一方向的なおしつけや、期間を区切った卒業は行っていません。

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

総合事業費は、第7次介護保険計画において必要な財源の確保をしています。

(5)高齢者福祉施策の充実について【保険課】

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

住民主体サロン活動の助成を行っています。今後も継続して実施します。また、認知症カフェへの職員の派遣を実施しています。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修、福祉用具購入の受領委任払い制度を実施しております。高額介護サービス費の受領委任払いは、サービス事業所の過誤請求による取り下げ等により決定額が変更になる場合もあるため、受領委任払いは行いません。

★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。【税務課】

所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条、第7条の15の7、第46条及び第48条の7の規定、豊山町障害者控除対象者認定実施要領に基づき、要介護1以上の方を障害者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。【保険課】

全ての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を送付しています。

2. 国保の改善について【保険課】

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

所得激減世帯に対しては前年所得200万円以下を減免対象としています。また低所得世帯については軽減制度を設けています。しかし、毎年度、医療費に対する国保税等の収入が大きく不足し、その不足分を一般会計から繰り入れている現状を考えると国保税を引き下げることや法定外繰入額の増額は困難だと考えます。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

18歳未満の子どもを均等割の対象外とすることは困難です。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

資格証明書は現在、発行していません。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

滞納がある世帯には、納税相談の機会を設け、生活実態を勘案しながら対応していきます。差押えは悪質な滞納者に対する最終的な手段と考えています。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

一部負担金の減免制度について活用できる水準と考えています。また、町発行の「暮らしの便利帳」にて周知しています。

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

高額療養費の申請については、毎月対象者に勧奨通知を送付しています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など【税務課】

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

滞納処分(差押)及び納税緩和措置等については、面談を実施するとともに、国税徴収法及び地方税法等の規定に基づき対応しています。

4. 生活保護について【福祉課】

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

現在の職員体制で十分に対応できていると認識しています。職員研修においては、県社会福祉協議会等が主催する研修会を活用しながら、知識や技術の取得に努めています。

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応しています。

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

必要に応じて対応します。

5. 福祉医療制度について【保険課・福祉課】

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

県内市町村の中でも高水準を維持していると考えます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

現行の制度(入院・通院とも中学校3年生まで)は、一定の到達点と考えます。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している方には、一般の病気も対象としています。

④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

障害を担当する福祉課、介護を担当する保険課は隣接する職場配置となっていることから、情報の共有化を行い、両課が協力しながら対象者への支援を行っています。

6. 子育て支援について【福祉課・教育委員会事務局】

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

現在のところ、実施する考えはありません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

現在のところ、実施する考えはありません。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。【教育委員会事務局】

就学援助制度の生活保護基準額を見直す予定はなく、1.2倍で実施します。また、年度途中の申請については、広報により周知しており、転入学者には学校教育係及び学校を通じて申請書類一式を配布しています。入学準備金(新入学児童生徒学用品費)については、平成31年度就学予定者の保護者に対し、平成30年度中に支給を行う予定です。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。【教育委員会事務局】

本町では豊山小学校に放課後子ども教室を設置し、学校活動終了後の子どもの居場所づくりに努めています。また、平成30年8月に開催された「こども食堂」について、後援を行いました。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。【教育委員会事務局】

現在のところ、無償化する考えはありません。

(3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。【福祉課】

豊山町保育園運営要綱等に基づき、開園時の適正な職員配置等を実施していきます。
独自補助については、豊山町内に処遇改善等加算の対象施設・事業所が無い場合、現在は検討していません。

7. 障害者・児施策の拡充について【福祉課】

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

グループホームや入所施設・通所施設などを拡充については、尾張中部福祉圏域(清須市、北名古屋市、豊山町)で協議しています。また、障害福祉サービスについては、障害者総合支援法に基づき、実施します。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

関係法令に基づき、実施します。

③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

障害者総合支援法に基づき、実施します。

④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

障害者総合支援法に基づき、実施します。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

関係法令等に基づき、実施します。

⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

障害者総合支援法に基づき、実施します。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

障害者総合支援法に基づき、実施します。

8. 予防接種について【保険課保健センター】

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

これらの感染症については、助成制度を設ける予定はありません。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

定期予防接種は自己負担額2,500円で実施しており、引き下げについては考えておりません。任意予防接種については継続の予定はなく、2回目の接種についても対象とする考えはありません。

9. 健診・検診について【保険課保健センター】

- ★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

平成29年度より産婦健診1回を助成しております。2回目の助成については考えておりません。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

現在は妊婦教室において妊婦歯科健診を実施しています。

- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

特に考えておりません。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書【保険課・福祉課】

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

特に考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書【保険課】

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

県の助成対象拡大につきましては、県町村会などを通じて要望していきたいと考えます。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

県独自の基準で国保保険給付費等交付金(特別交付金)を設けていることから特に考えていません。

以上